

平成26年 No.11

○東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程の一部を改正する規程

改正理由

スクールライフ委員会の所掌範囲を明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 3月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年3月14日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年規程第9号

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程（平成14年規程第16号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程の一部改正について

改正理由：スクールライフ委員会の所掌範囲を明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(目的) 第2条 委員会は、附属学校における、すべての幼児、児童、生徒及び教職員の人権が尊重され、就学、就労、教育及び研究のための環境を維持し、安全で快適なスクールライフを送ることができるように、人権侵害の問題等、学校生活のさまざまな場面において快適な生活の障害となる諸問題（<u>幼児、児童、生徒及びその保護者が関わる問題で、学校生活に起因するものをいう。</u>）について、その予防・改善を図るための諸活動を行うことを目的とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(目的) 第2条 委員会は、附属学校における、すべての幼児、児童、生徒及び教職員の人権が尊重され、就学、就労、教育及び研究のための環境を維持し、安全で快適なスクールライフを送ることができるように、人権侵害の問題等、学校生活のさまざまな場面において快適な生活の障害となる諸問題について、その予防・改善を図るための諸活動を行うことを目的とする。</p> <p>〔省略〕</p>